



農地転用現地確認

▼平成22年度実績

申請	内容	件数
農地法3条許可	農地を売買したり、貸し借りする時	23件
農地法4条許可・届出	自分の名義の土地を転用する時	9件
農地法5条許可・届出	他人の農地を買ったり、借りたりして転用する時	38件

\* 農地の転用、売買、貸し借りは許可が必要です。農業委員会へ相談を

① 農地法に基づく許認可  
 ② 認定農業者への支援  
 ③ 遊休農地の調査と解消  
 ④ 国と県に対する建議書

（総会前の現地確認）  
 （農地パトロール）

農業委員会では、毎月、農地法の許可などに係る審査を定例総会で実施しています。また、活力のある農業、地域農業の持続的発展を目指し、視察、研修など情報の収集や提供に努めています。

主な活動として、次のようなものがあります。

### 農業委員会の主な活動紹介

意見交換会では、イノシシ被害、農家の高齢化、営農施設の老朽化など、多くの課題が出され、活発な意見が飛び交いました。課題は今後、市農業政策に反映させていきます。

また、市農業委員会では、将来を担う認定農業者のみならず、共に、活力のある農業の再生に向け、協力して取り組んでいくことを決意しました。



意見交換会の様子

### 認定農業者との意見交換会を開催

認定農業者役員と農業委員会農政部が2月22日、意見交換会を開きました。

**農業委員会だより**

企画/宗像市農業委員会  
 連絡先/宗像市東郷1-1-1  
 TEL (36)0046

農業についての意見を気軽にどうぞ。

## 耕作放棄地は地域（集落）で解消

市内では、高齢化の影響もあり、山林の荒廃や耕作放棄地の拡大が進み、イノシシの被害が増加しています。また、耕作放棄地の発生と増加は周辺の農地へ悪影響を及ぼします。

森林や農地は、防災、治水、癒やしの空間など、多面的な機能を有します。集落内の農地を守るため、地域で話し合い、営農体制を構築し、耕作放棄地解消に向けて協力して取り組んでいきましょう。



耕作放棄地の草刈り



農業用水路の清掃

【平成23年度 市農用地利用集積計画】

	赤間	河東	南郷	東郷	田島	池野	合計
件数(件)	165	80	195	176	94	116	826
面積(m <sup>2</sup> )	361,619	115,258	399,732	237,758	134,739	169,976	1,419,082
貸し主(人)	65	30	75	74	49	50	343
借り主(人)	36	15	37	27	18	22	155

\* 貸し借りの契約期間と件数=1年(30件)、3年(366件)、5年(103件)、6年(236件)、その他(91件)

▼全農地に対する利用権割合

(6月10日開始分)

	赤間	河東	南郷	東郷	田島	池野	大島	合計
全農地面積(ha)	629	339	648	311	409	482	97	2,915
設定面積(ha)	253	96	217	82	159	130	0	937
割合(%)	40	28	33	26	39	27	0	32

### 農地の利用状況調査を実施

11~12月ごろ、農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します。

各地域を農業委員と事務局職員で調査しますので、協力をお願いします。

### 農業者のみなさん、農業者年金に加入しませんか

～老後の備えは農業者年金で安心～

【特徴】

- 保険料額は自由に決められます
- 終身年金で、80歳まで保証付
- 公的年金ならではの、税制上の優遇措置があります

● 農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)あり

【加入要件】

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人

\* 詳しくは、農業委員会へ問い合わせを

### 全国農業新聞を購読しませんか

～担い手を応援し、農業経営を暮らしを支える専門情報紙です～

認定農業者などの担い手の育成、地域づくりなど、農業委員会活動の話題や情報が満載。国内の農政と農業が解説されているので、大いに活用できます。

- 購読料 1ヵ月600円
- \* 農業委員会へ申し込みを

### 毎週金曜日発行

